

「特定親族等に係る子ども(本人・本人以外)の申告書」の提出対象者  
及び対応方法等について

1. 概要

国制度における特定親族等に対する対応方法に伴い、県制度においても、学生世代(19 歳～22 歳)であって合計所得金額 58 万円超 95 万円以下(給与収入で 123 万円超 160 万円以下)の特定親族を県制度の扶養人数に計上できる「子ども」として取り扱います。

また、1月から3月において 19 歳となる 18 歳(いわゆる早生まれ)の者は年齢以外の要件が特定親族の条件に該当する場合であっても、判定の時点(令和8年度適格認定(家計)においては 2025 年 12 月 31 日時点)において、特定親族の要件である 19 歳に至らないことから税制上は特定親族になりませんが、同学年の者との公平性の観点から、県制度の扶養人数に計上できる「子ども」として取り扱います。

申請者本人、本人以外の者(本人のきょうだい等)が該当する場合、別途申請者本人から申告いただくことで生計維持者の「子ども」に加算いたします。

○早生まれの者を含む「子ども」カウント追加イメージ(年収は給与収入のみの場合)

| 年齢・対応する<br>生年月日等<br><br>合計所得<br>(年収)       | 学生世代(19 歳～22 歳)<br>(2003 年 1 月 2 日～<br>2007 年 1 月 1 日生まれ(※)) |       | 18 歳早生まれ<br>(2007 年 1 月 2 日～<br>2007 年 4 月 1 日生まれ(※)) |       | 左記以外    |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                            | 本人以外                                                         | 本人    | 本人以外                                                  | 本人    | 本人・本人以外 |
| 58 万円以下<br>(年収 123 万円以下)<br>〈扶養親族〉         | 申告不要                                                         | 申告不要  | 申告不要                                                  | 申告不要  | 申告不要    |
| 58 万円超 95 万円以下<br>(年収 123 万円超<br>160 万円以下) | 申告不要                                                         | 申告不要  | 申告必要                                                  | 申告必要  | (対象外)   |
| 95 万円超<br>(年収 160 万円超)                     | (対象外)                                                        | (対象外) | (対象外)                                                 | (対象外) | (対象外)   |

※令和 8 年度適格認定(家計)に対応する生年月日です。